

本心イロイ

財団法人言語文化研究所設立趣意書

未曾有の事態に直面せしむるわが國を再興し、其時將來世界に誇るべき文化國家を建設することは、われわれに課せられた重大な責務である。およそ文化の發展に對して、言語の擔ふところは、實に多大である。けたし文化の發展は、思想の發展に因るものであり、しかも思想の發展に對して言語の關するところはきはめて大きい。言語は、たゞに思想表現の具であるばかりでなく、思想そのものの基礎をなすものであるからである。

故に、言語の研究を等閑にして文化の發展を望むことは、まづたく不可能であるといはなければならぬ。しかるに往來の國において、言語に關する確乎たる研究機關の存しなかつたことは、まことに遺憾なことであつて、將來文化國家として興隆しなければならぬわが國としては、是非かやうな研究機關の設置を見なければならぬ。

今般財団法人言語文化研究所を設立しようとする趣意も亦實にこゝに存する。すなはち本研究所を設立して、日本語並に世界各言語の研究及び言語に關する文化の研究をなし、學校に於ける言語教育並に一般社會の言語に關する教養を向上させ、且外國人に對する日本語教育を行ひ、内は以てわが國文化の發展に資し、外は國際親善の實を挙げようとするものである。

此の事たる、國家の隆盛、人類の幸福を内容とする永遠の大學業であつて、その意義の重要なると共に多大の困難ゆゑこれに伴ふことを覺悟しなければならぬ。故に本研究所は國家と國民とを背景とし、大方有力者の助力と後援とを得て、これが實行機關として新築すべし。このために萬全の準備を期するものである。

この大事

幸にして、従來の外人に對する日本語教育事業を行ひ來つた財團は、日本語教育振興會はその解散に當り、研究、成果、其他の資料と申出せられしを、本研究所は之と譲り受け、本研究所の事業の一環として、日本語教育研究に専らする所定あり。

財團法人言語文化研究所設立趣意書

未曾有の事態に直面せるわが國を再興し、更に將來世界に誇るべき文化國家を建設することは、われわれに課せられた重大な責務である。およそ文化の發展に對して、言語の擔ふところは、實に多大である。けたし文化の發展は、思想の發展に因るものであつて、しかも思想の發展に對して言語の關するところはきはめて大きい。言語は、たゞに思想表現の具であるばかりでなく、思想そのものの基礎をなすものであるからである。

されば言語の研究を等閑にして文化の發展を望むことは、まづたく不可能であるといはなければならぬ。しかるに從來我國において、言語に關する確乎たる研究機關の存しなかつたことは、まことに遺憾なことであつて、將來文化國家として興隆しなければならぬわが國としては、是非かやうな研究機關の設置を見なければならぬ。

今般財團法人言語文化研究所を設立しようとする趣意も亦實にこゝに存する。すなはち本研究所を設立して、日本語並に世界各言語の研究及び言語に關する文化の研究をなし、學校に於ける言語教育並に一般社會の言語に關する教養を向上させ、且外國人に對する日本語教育を行ひ、内は以てわが國文化の發展に資し、外は國際親善の實を擧げようとするものである。

抑々この事たる、國家の隆盛、人類の幸福を内容とする永遠の大事業であつて、その意義の重要なると共に多大の困難のこれに伴ふことを覺悟しなければならぬ。故に本會は國家と國民とを背景とし、大方有力者の助力と後援とを得て、これか實行機關として斯業遂行のために萬全の盡卒を期するものである。

財團法人言語文化研究所奇附行爲

- 第一條 本研究所ハ財團法人言語文化研究所ト稱ス
- 第二條 本研究所ノ事務所ハ之ヲ東京都神田區三崎町一丁目二番地ニ置ク
- 第三條 本研究所ハ日本語並ニ世界各言語ノ研究及言語ニ關スル文化ノ研究ヲ行フヲ以テ目的トス
- 第四條 本研究所ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 日本語並ニ世界各言語ニ關スル調査・研究
 - 二 學校ニ於ケル言語教育並ニ一般社會ノ言語ニ關スル教養ヲ向上セシムルタメノ調査・研究及事業
 - 三 外國人ニ對スル日本語教育ニ關スル調査・研究及事業
 - 四 其ノ他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第五條 本研究所ノ資産ハ左ニ記載シタルモノヨリナル
 - 一 設立當初ノ資産
 - 二 助成金
 - 三 奇附金品
 - 四 事業收入
 - 五 其ノ他ノ收入
- 第六條 資産中左ニ掲グルモノヲ以テ基本財産トス
 - 一 前條第一號ノ財産
 - 二 基本財産トシテ指定セラレタル奇附金品
 - 三 本所ノ收入ノ中理事會ノ決議ニヨリ基本財産ニ編入セラレタル金品
- 第七條 基本財産以外ノ資産ヲ以テ通常財産トシ本所ノ經營ニ充ツ通常財産中ノ剩餘ハ次年度ニ繰越スモノトス
- 第八條 本研究所ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第九條 本所ノ毎年度收支豫算ハ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ監事ノ監査及理事會ノ議決ヲ經テ官公署ニ報告スルモノトス
- 第十條 資産ハ之ヲ郵便官署、銀行若ハ信託會社ニ預入レ又ハ有價證券トシテ保有スベシ
前項ノ銀行、信託會社及有價證券ニ付テハ理事會ノ承認ヲ經ベシ

金銭以外ノ資産ハ理事會ノ定ムル適當ナル方法ニ依リ之ヲ保管利殖シ又ハ換價ス

第十一條 本研究所ノ事業運営ニ關シ必要アルトキハ理事會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ置クコトヲ得

第十二條 本研究所ニ左ノ役員ヲ置ク其任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

- 一 所長 一名
- 二 理事長 一名
- 三 理事 若干名（内一名ヲ常務理事トス）
- 四 監事 一名

第十三條 本研究所ハ顧問、參與、評議員各若干名ヲ置クコトヲ得ソノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十四條 所長ハ理事ノ中ヨリ理事會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム所長ハ本會ヲ代表シ所務ヲ統裁ス

第十五條 理事長ハ理事ノ互選ニ基キ所長之ヲ委嘱ス理事長ハ所長ノ命ヲ承ケ本會事業ノ企畫立案並ニ所務ノ遂行ヲ掌ル

理事長ハ所長事故アルトキ其職務ヲ代行ス

第十六條 所長、理事長タル理事ヲ除キ理事ハ所長之ヲ委嘱ス理事ハ理事會ヲ組織ス

理事會ハ理事長之ヲ招集シ本所ノ事業ノ企畫、立案並ニ會務ノ遂行ニ付審議ス

理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事會ハ理事半數以上出席スルニ非レバ開會スルコトヲ得ズ

議事ハ出席理事ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

常務理事ハ理事ノ中ヨリ所長之ヲ委嘱ス常務理事ハ理事長ヲ輔佐シ專ラ常務ヲ執行ス

第十七條 監事ハ所長之ヲ委嘱ス常務理事ハ理事長事故アルトキ其職務ヲ代行ス

第十八條 顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ所長之ヲ委嘱ス顧問ハ所長ノ諮問ニ應フ

第十九條 參與ハ理事會ノ議決ヲ經テ所長之ヲ委嘱ス

參與ハ參與會ヲ組織ス

參與會ハ理事長之ヲ招集シ重要ナル會務ニ參與ス

第二十條 評議員ハ理事長會ノ議決ヲ經テ所長之ヲ委囑ス

評議員ハ評議員會ヲ組織ス

評議員會ハ所長之ヲ招集シ所長ノ諮問ニ應ジ開會ス

第二十一條 本會附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ理事長會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本會附行爲ハ理事ノ發議ニ基キ理事三分ノ二以上ノ同意アルトキ之ヲ變更スルコトヲ得

附 則

第二十三條 本研究所設立當初ノ役員左ノ如シ

昭和二十二年 度民間研究機關補助金交付申請書

研究機關事業遂行上必要につき別紙資料を得て補助金の交付を申請致します。

昭和二十二年 月 日

東京都千代田區神田三崎町一ノ二
財團法人 言語文化研究所
理事長 長沼直兄

文 部 大 臣 殿

銀秘第二二、三二六號の一九四

昭和二十一年十二月二十六日

封鎖預金等審査委員会幹事

大藏省銀行局長 輪 田 赴 夫

財団法人言語文化研究所

代表者 長 沼 恒 元 殿

昭和二十一年九月二日附申請の公益団体第一封鎖預金等指定については、封鎖預金等審査委員会で、公益團體として第一封鎖預金等に加算すべき金額につき左記の通り指定せられたから御了知の上左記二の手続きを至急取運ほりたい。右命に依つて通知する。

なお左記の指定金額は一口一萬五千圓をこえる封鎖預金等につき、

一 一萬五千圓をこえる部分（第二封鎖預金等）に対し指定せられた金額であらうから念の爲申添える。

記

一 第一封鎖預金等指定金額

金貳萬參千七百六拾五圓也

ニ 一口の金額一萬五千圓をこえる封鎖預金等の預入金融機關に対し本指定通知書を呈示し、これに指定第一封鎖預金等の設定金額及び取扱年月日の記載と取扱金融機關の記名捺印を受ずるとともにその封鎖預金等の證書又は通帳に指定第一封鎖預金等の金額の記載と取扱責任者の捺印を受ずること。

なお右の手續は第一封鎖預金指定金額の範囲内で、適宜の金額を任職の預入金融機關に對してこれを行ふも差支えない。

財產證明細表

昭和二十一年十月三十一日現在

積極財產之部

一 地所	所在地	種目	坪數	單價	價額	摘要	
一 地所	東京都神田區三崎町		一六九、七五	約二三五圓	六四	五〇、〇〇〇圓	
	一丁目二番地ノ三					〇〇〇〇	

二 家屋

所在地	種目	建坪數	坪價	價額	摘要
東京都神田區三崎町一丁目二番地ノ三	藏助コンクリート造三階建校舎壹棟	建坪 一、二七、六六 參階 一、一五、一一 參階 九〇、四八	三三三、二六	四〇〇、〇〇〇圓	家屋番號同町壹八番ノ八

三 備品器具

所在地	昭和十九年度購入高	昭和二十一年度格	摘要
東京都神田區三崎町一丁目二番地ノ三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

四 圖書

一金七千六百圓也
和書 一千五百冊 金四千四百圓也
洋書 八百冊 金三千二百圓也

五 現金

一 現金 一 現金 一 現金
二 預金之部 一金貳千九百六拾八圓參拾錢也

種別	金額	預ヶ先名稱	記帳
普通預金	一八、六一一、九三	任友銀行神田支店	(内一七、七〇九、二〇) 第二封鎖
當座預金	一、七九五、七八	三和銀行東京支店	
富座預金	八五四、四五	帝國銀行日比谷支店	
特殊預金 (戰災)	五、八八二、八七	任友銀行神田支店	
郵便貯金	四二、七二〇、〇〇	帝國銀行日比谷支店	
振替貯金	五三、〇〇〇、〇〇	任友銀行神田支店	
定額郵便貯金證書	五〇〇、〇〇〇	貯金局	
合計	七一、三九三、五八	貯金局	

信託預金

一金貳萬參百八拾圓也（野村信託株式會社）
計金五拾六萬貳千參百四拾壹圓八拾八錢也

消極財產之部

一雜誌日本證券預金

金四百九拾九圓拾錢也

計金四百九拾九圓拾錢也

財產總額計金五拾六萬壹千八百四拾貳圓七拾八錢也

財團法人言語文化研究所昭和二十二年年度豫算見積書

收入之部		支出之部	
科目	金額	科目	金額
第一款 言語文化研究所費	三七〇、〇〇〇	第一款 言語文化研究所費	三七〇、〇〇〇
第一項 助成金	一〇〇、〇〇〇	第一項 俸給費	一五一、二〇〇
第二項 事業收入	二七〇、〇〇〇	第二項 總主專俸給	一六、〇〇〇
		第三項 主事俸給	一四、四〇〇
		第四項 書記俸給	九、六〇〇
		第五項 研究員俸給	三六、〇〇〇
		第六項 事務員俸給	九、六〇〇
		第七項 諸手當	七五、六〇〇
		第八項 事務所費	二九、五〇〇
		第九項 備品及消耗品費	一〇、〇〇〇
		第十項 交通通信費	三、〇〇〇
		第四目 會議費	二、五〇〇
		第五目 雜誌及雜費	九、〇〇〇
		第三項 研究費	三、〇〇〇
		第一目 言語文化研究調査費	一、〇〇〇
		第二目 言語教育研究調査費	一、〇〇〇
		第三目 日本語教育研究調査費	一、〇〇〇
		第四項 指導費	一、〇〇〇
		第一目 講習講演會費	一〇、〇〇〇
		第二目 日本語教授者養成費	三、〇〇〇
		第三目 日本語學校費	六、〇〇〇
		第五項 編纂出版費	一五、〇〇〇
		第一目 言語文化關係書	一、〇〇〇
		第二目 編纂出版費	八、〇〇〇
		第三目 言語教育關係書	二、〇〇〇
		第四目 編纂出版費	二〇、〇〇〇
		第五目 日本語教育關係書	二〇、〇〇〇
		第六項 豫備費	一〇、〇〇〇
		第一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二目 豫備費	九、〇〇〇
		第三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四目 豫備費	九、〇〇〇
		第五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六目 豫備費	九、〇〇〇
		第七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八目 豫備費	九、〇〇〇
		第九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第十目 豫備費	九、〇〇〇
		第十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二十目 豫備費	九、〇〇〇
		第二十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第二十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第二十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第二十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第二十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第二十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第三十目 豫備費	九、〇〇〇
		第三十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第三十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第三十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第三十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第三十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第三十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第三十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第三十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第三十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四十目 豫備費	九、〇〇〇
		第四十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第四十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第四十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第四十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第四十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第四十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第五十目 豫備費	九、〇〇〇
		第五十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第五十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第五十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第五十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第五十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第五十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第五十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第五十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第五十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六十目 豫備費	九、〇〇〇
		第六十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第六十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第六十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第六十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第六十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第六十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第七十目 豫備費	九、〇〇〇
		第七十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第七十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第七十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第七十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第七十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第七十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第七十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第七十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第七十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八十目 豫備費	九、〇〇〇
		第八十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第八十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第八十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第八十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第八十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第八十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第九十目 豫備費	九、〇〇〇
		第九十一目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第九十二目 豫備費	九、〇〇〇
		第九十三目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第九十四目 豫備費	九、〇〇〇
		第九十五目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第九十六目 豫備費	九、〇〇〇
		第九十七目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第九十八目 豫備費	九、〇〇〇
		第九十九目 雜誌刊行費	九、〇〇〇
		第一百目 豫備費	九、〇〇〇

備考
前年度と同額ノ助成金アル見込
出版物收入及印刷所收入

備考
一人 月額 五〇〇、〇〇〇
四人 一人月額 三〇〇、〇〇〇
四人 一人月額 二〇〇、〇〇〇
十五人 一人月額 二〇〇、〇〇〇
八人 一人月額 一〇〇、〇〇〇

備考
講演會 (二回) 講習會 (二回)
言語文化叢書第三册第四册各二千部
一册三圖
言語教育叢書第三册第四册各二千部
一册二圖

財產明細表

積極財產之部

所在地	種目	坪數	約單價	評價々格	摘要
東京都神田區三崎町一丁目二番地ノ三		一六九、七五	二三五六四	五〇、〇〇〇	〇〇

一 家屋

所在地	種目	建坪數	延坪數	評價々格	摘要
東京都神田區三崎町一丁目二番地ノ三	鐵筋コンクリート三階建校舎壹棟	建坪 一七、六六 延坪 一五、一二 參階 九〇、四八	三三三、二六	四〇〇、〇〇〇	〇〇

二 備品器具

所在地	昭和十九年度 購入高	昭和二十一年度 價格
東京都神田區三崎町一丁目二番地ノ三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

三 圖書

一金七千六百圓也
和書 一千五百冊 金四千四百圓也
洋書 八百冊 金三千二百圓也

四 現金

一 預貯金之部

種類	金額	預ケ先名稱	記 事
特別當座預金	四二〇二九	住友銀行神田支店	
	四五六八	三和銀行東京支店	
	八五四	帝國銀行日比谷支店	
郵便貯金	五〇〇	貯金局	
振替貯金	二六六七六	振替貯金局	
當座預金	九七〇	住友銀行神田支店	
	五八八二	帝國銀行日比谷支店	
封鎖預金	四二七二〇	住友銀行神田支店	

二 信託證券

一金貳萬圓也 (野村信託株式會社)

三小切手郵便爲替證書高

一金壹千六百四拾九圓也

六附屬印刷所機械、設備其他

金參拾壹萬五千貳百圓也

計 金九拾貳萬八千六百五拾圓九拾參錢也

消極財產之部

一雜誌日本語前拂金

金四百九拾九圓拾錢也

二税金未納額

金壹百七拾五圓四拾六錢也

計 金六百七拾四圓五拾六錢也

財產總計金九拾貳萬七千九百七拾六圓參拾七錢也